

【別紙 1】

本仕様書は、廿日市市（以下、「市」という。）と契約候補者が契約を締結するにあたり、業務実施内容の仕様を定めるものです。提案内容により、契約時に市と契約候補者で協議の上、内容を決定します。

また、本仕様書に定めている事項よりも効果的な提案があれば市は受け付けます。

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務の名称

廿日市市地域部活動移行体制検討業務

2 履行期間

契約の日の翌日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

3 業務の背景と目的

スポーツ庁及び文化庁は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和 2 年 9 月）において、令和 5 年度以降、土日の部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域での活動に移行するという方策を示している。さらに国は、令和 4 年 1 2 月には、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動のあり方や運営体制、活動内容等について示している。

本業務は、本市中学校で行われている部活動を、令和 9 年度以降に地域の団体、企業等と連携した地域クラブ活動として展開するにあたり必要となる実施体制の構築に関する検討業務を委託するものである。

4 業務の概要

- (1) 本業務は本市における「部活動の地域展開（移行）」において必要となる「コーディネート」を実施する体制のあり方について調査・検討する業務である。
- (2) 検討にあたっては、国及び県の動向や先進的事例を把握したうえで、本市の状況や特色、地域資源を活かし、今後の廿日市市における「部活動の地域展開（移行）」を円滑に行える体制を目指す。
- (3) 本業務により市は「コーディネート」業務を行う体制を構築することとし、今後の予算化の基礎資料とする。

5 業務内容

- (1) 持続可能な地域クラブ活動体制及び仕組みの構築支援

地域クラブ活動のコーディネートに要する主要素（運営体制、地域クラブの認証・評価制度、実施主体の選定、指導者の確保、財源の確保等）に関する以下の基本事項の整理と設計に必要な調査業務及び仕組み構築のための提案及び支援等を行う。

ア 運営体制

- ・統括管理団体、実施主体の整備、活動場所の確保に向けた調査・分析及び提案
- ・学校施設の有効活用等について検討及び提案

イ 地域クラブ認証・評価制度

- ・地域クラブの認証・評価制度の提案及び策定支援

ウ 人材の確保

- ・指導者登録バンク（※）の仕組みの提案及び構築の支援、登録案内の作成
- ・指導者登録バンクを活用した指導者派遣の支援
- ・兼職兼業にかかる教職員向けの手引き等の作成の支援

エ 学校との連携体制

- ・地域展開にあたり、学校との連携体制の在り方

オ 人員体制

- ・コーディネート業務を実施する体制、業務量算出、人員数の算出

カ 財源の確保

- ・参加費の徴収やクラウドファンディング、企業への協力依頼等による財源確保の手法の提案及び実施支援

（※）「指導者登録バンク」とは、部活動の地域展開を促進するため地域スポーツ・文化芸術活動の地域クラブの指導者等を募集・登録し、人材情報をマッチングするシステムをいいます。

（2） 実地調査

受託者は必要に応じ、委託者との連携のうえ地域団体や学校、関係者からのヒアリングを行うこと。

6 業務実施体制

本業務の遂行にあたって、実施者は、部活動の地域展開（移行）に対して一定の知識を有する管理責任者及び担当者を配置し、委託者の指示に従い迅速に対応できる体制を整えるものとする。

7 成果品

次の成果品及び当該成果品の PDF ファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル（Word、Excel 等）で委託者の指定するメールアドレスへ送付のうえ令和 8 年 2 月 27 日までに納品すること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり個人情報の取扱いについて「甘日市市個人情報取扱委託基準」及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 全ての成果品に係る著作権・著作権は全て市に帰属するものとする。なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示の際は委託者の承認を受けること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は内容に疑義を生じた場合は、委託者と受託者は別途協議を行い決定すること。